事前説明シート

①【壁量充足型】による耐震改修工事をお考えの方へ

横浜市建築局建築防災課

横浜市では、【精密診断型】 【一般診断型】 【壁量充足型】の３種類の方法による耐震改修工事を補助対象としています。所有者の費用負担をできる限りおさえることを目的に、平成29年４月から【一般診断型】 【壁量充足型】を追加しました。これらはいずれも国の基準による方法で、以下のような特徴があります。

《木造住宅の耐震性能の国の基準》

★新耐震基準★

旧耐震基準

旧耐震基準の木造住宅が

補助制度の対象です。

【壁量充足型】

**+**

**壁がバランスよく配置されていることを確認**

**柱・梁などの接合部を金物で緊結すること**

**大地震に対して倒壊しないこと**

【一般診断型】

【精密診断型】

**+**

**大地震に対して倒壊しないこと**

**中地震に対して**

**損傷しないこと**

**壁をバランスよく配置すること**

**柱・梁などの接合部を緊結すること**

現在

**平成12年**

（2000年）

**昭和56年**

（1981年）

②　　　　　　　様邸の調査結果について

調査を担当した設計者

〈法律に基づく調査項目（建築基準法施行令）〉　　　　（代表となる設計者）：

・構造部材の耐久 (第37条)　　　　　・基礎 (第38条)　　　　　　　　・屋根ふき材等の緊結 (第39条)

・適用の範囲 (第40条)　　　　　　　・木材 (第41条)　　　　　　　　・土台及び基礎 (第42条)

・柱の小径 (第43条)　　　　　　　　・はり等の横架材 (第44条)　　　・筋かい (第45条)

・構造耐力上主要な部分である継手又は仕口 (第47条)　　　　・外壁内部等の防腐措置等 (第49条)

|  |  |
| --- | --- |
| 〈上記各条項への適合〉  ■適合　□不適合 | 〈調査結果に関する所見〉 |

|  |
| --- |
| 〈今回の設計方針〉 |

①及び②について、設計者から説明を受けました。

年　　月　　日

（申請者）住　所

氏　名